

約款

<別紙1> 入所・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 共通

介護老人保健施設アルマ・マータのご案内

(令和3年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名：介護老人保健施設 アルマ・マータ
 所在地：岐阜県多治見市小名田町西ヶ洞7-1-1
 開設年月日：平成9年8月13日
 電話番号：0572-24-6787 FAX 番号：0572-24-6780
 管理者名：児玉 逸雄
 介護保険指定番号：2151180029号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設アルマ・マータの運営方針]

職員の資質及び専門性の向上、そして運営への参加と連帯の意識を高揚し、施設の活性化と合理的かつ、法令遵守した運営を目的とする。

(3) 施設の職員体制※下記は運営基準を満たす人数を記載

	常 勤	非常勤	夜 間	業 務 内 容
医 師	1名以上			医療・治療全般
看 護 職 員	合わせて		1名以上	看護及び介護
介 護 職 員	37名以上		3名以上	介護全般
薬 剤 師		1名以上		薬剤指導
支 援 相 談 員	1名以上			相談業務全般
理 学 療 法 士	1名以上			機能訓練全般
作 業 療 法 士	1名以上			機能訓練全般
言 語 聴 覚 士				機能訓練全般
管 理 栄 養 士	1名以上			食事管理・嗜好に関すること
介 護 支 援 専 門 員	1名以上			ケアプラン作成
事 務 職 員	1名以上			請求・総務・経理等事務業務
そ の 他	1名以上			施設運営等に関すること

(4) 定員等

定 員：入所100名（認知専門棟なし）・通所リハビリテーション35名
訪問リハビリテーション 数名
療養室：個室40室・2人室2室・4人室14室

2. サービス内容

- 1 施設サービス計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 2 （介護予防）短期入所療養介護計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 3 （介護予防）通所リハビリテーション計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 4 （介護予防）訪問リハビリテーション計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 5 リハビリテーション実施計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 6 栄養ケア計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 7 介護予防短期入所療養介護計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 8 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 9 運動器機能向上計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 10 口腔機能改善管理指導計画の立案（定期的に見直しを行います）
- 11 食事（キャンセル締切時間）原則として食堂を利用して頂きます。
朝食 07時00分～（05時30分）
昼食 11時30分～（10時00分）
おやつ 14時00分～（13時00分）
夕食 17時00分～（16時00分）
- 12 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- 13 医学的管理・看護
- 14 介護
- 15 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- 16 栄養状態の管理
- 17 相談援助サービス
- 18 在宅復帰・在宅療養支援（退所時の支援も行います）
- 19 利用者が選定する特別な食事の提供
- 20 理美容サービス（原則月4回実施します。）

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的なことは支援相談員にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や・歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 タジミ第一病院
- ・住 所 岐阜県多治見市小名田町西ヶ洞1-648

・協力歯科医療機関

- ・名 称 多治見市歯科医師会
- ・住 所 岐阜県多治見市音羽町3-12

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用者及び身元引受人が指定した連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

<面会>

- ・平日 10時～20時 (18時以降は時間外出入口を利用)
- ・土日祝日 10時～20時 (17時以降は時間外出入口を利用)

<外出・外泊>

- ・外出外泊は施設長の許可が必要となります。
- ・外出外泊される場合は、事務所にて届の提出を事前に行なって下さい。
- ・外出外泊中に病院の受診が必要となった場合は、必ず施設までご連絡下さい。
- ・緊急の場合は、最寄りの病院へ受診し、当施設に入所中であることを申し出て下さい。

<喫煙・飲酒>

- ・敷地内は禁煙となります。
 - ・飲酒については、ご希望があれば申し出て下さい。
- 利用者の病状・体調により禁止させていただきますのでご了承下さい。

<金銭・貴重品の管理>

- ・入所時に事務所にて、お小遣いとして1万円をお預かり致します。売店・喫茶等を利用された場合に使用させていただきます。残金は、退所時にお返し致します。入所をご利用の場合は、預かり金明細書及び領収書を毎月の利用料請求書に同封致します。
- ・多額な現金・貴重品はお持ちにならないようお願い致します。万が一、紛失・盗難等の事故がありましても、施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回
- ・非常食3日間分備蓄

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0572-24-6787)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応致します。

9. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。